

雜 錄

兒童生徒の個性尊重及職業指導 に關する訓令及通牒要旨畧說

文部省普通學務局

學校に於ける教授訓練の方法は、種々の研究も行はれ、實績も亦見るべきものがあるのであるが、然しながら時勢の進歩に對して、教育の本旨が、果して十分に徹底して居るや否やに至つては、遺憾ながら尙未だ注意すべき事の尠なからざるを見るのである。元來教育の本旨は兒童生徒の個性環境等を基礎として、常に其の在學中に適當なる教育を行ふのみならず、更に其の卒業後の進路に對しても、懇切なる指導誘掖を加へ、各其の性能境遇等に適する所に向はしむるに至つて、始めて其の目的を貫徹することが出来るのである。即ち學

校は、平素より兒童生徒の各自に就いて、其の性行、智能、學習情況、身體の情況、家庭其の他の環境等を、精密に觀察もし、調査もして、各人の教養上重要な資料を得るのみならず、之に基いて教授訓練の方法を適切にし、其の長所は之を益々發揮せしめ、其の短所は之を矯むるは勿論、更に卒業の後、各人をして其の性能に應じて、夫れ夫れ適處に進ましめんが爲めに、上級學校又は職業の選擇等に就いても、適當に指導を加ふるに至つて、始めて萬全の實績を收むるに至ることと思ふのである。學校教育が、兒童生徒に對し、一般國民として共通的に必要な素養を興ふると共に、團體的訓練の成果をも收め、同時に又個人教育の長所をも併行せしめて、適材を適處に向はしめ、獨り當人の成業を助くるのみならず、國家産業上の能率を増進して、國運の進展に寄與する所には、畢竟以上の要義に歸するのである。然るに、

從來の實情に於ては、此の教育上最重要なる個性尊重の旨義が、頗る徹底を缺き、隨て教授訓練の方法も、多く形式に流れ、劃一に失し、國民の實生活に顧みて、職業に關する理解を得しめ、又職業に必要なる智能を授くるとか、勤勞を重んずるの習慣を養ふとかいふことも、動もすれば固くせられ、特に高學年に進むに従つて、上級學校の入學試験準備に没頭し、之が爲に、或は心身の發達を害し、元氣を銷磨せんとするの憂ふべき弊害を助長しつゝあることは、争ふべからざる事實である、又卒業後の進路に關しても、指導が行はれざる爲めに、漫然上級の學校に入學するも、中途にして學業を廢し、或は職業に従事するも、其の種類が其の性能資質に適せずして、失職轉業等の機會を多からしむる如き、是亦憂ふべき事象を惹起しつゝあるのである。

今回文部省が、試験制度に關する省令の改正及

訓令の發布等と同時に、兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する訓令及通牒を發したのは、畢竟以上の見地に基いて、從來の型に捕はれたる教授訓練の諸弊を矯正し、教育本來の目的を貫徹せんことを期するの旨趣に出たのであつて、試験方法の改善案と共に、教育の内容刷新上、頗る重要な意義を有するのである。近時一般に高唱せらるゝ教育の劃一の打破、實際化の實顯も、畢竟するに、此の訓令の旨趣の達成に由つて始めて期待せらるることゝ思ふのである。

茲に特に留意を請ひたいのは、職業指導のことである、申す迄もなく、職業指導は、兒童生徒に對し、其の學校在學中、個性環境等に基いて、職業に必要なる素養を與へ、愈々學校卒業の際に於ては、將來執るべき職業の選擇又は進むべき上級學校の選擇等に就き、各人の資質に應じて、適當なる指導を加へ、尙其の就職後の輔導等を意味す

るのであるから、其の要旨は、全く教育の本旨に包含せらるべきものであつて、假令職業の選擇に對する指導に伴ふて、職業紹介所の事務と密接なる聯絡を要する場合ありとするも、其の根本要義は、決して勞務の需給關係に胚胎するものでないのであるから、教育の本旨を達成するに於ては、所謂職業指導の目的も、自ら貫徹せらるゝのである。此の點は特に深く教育當事者等の留意を要することと思ふ。

訓令の旨趣達成に必要な注意事項中、著しきものは、通牒に列舉せられて居るのであるが、第一に緊要なることは、兒童生徒の個性環境等を觀察調査する方法、及其の結果を、精細に記入すべき様式等を、如何にすべきかに就ての工夫研究のことである。此の事は、平素の教養上及卒業後の進路に對する指導誘掖上、最重要なる根柢を爲すものたることは更に言を要せぬのであるが、此等

の外、今回の試験方法改善の結果、當該學校長が、上級學校入學者の資質等を、上級學校長に具申する場合に於ても、重要な資料となるのであるから、學校當事者は、此の點にも注意して、十分に協議研究し、觀察調査上の規準となるべき諸點、及其の結果を、表簿等に記入すべき様式を定むるの必要があると思ふ。

次に注意を要することは、學校と職業紹介所の聯絡を密接にすることである。職業指導の事は、前述の通り、教育の本旨に合致するのであるが、然しながら、學校が其の目的を達成するに就ては、國民生活の大部分を占めて居る所の職業に關する實情を熟知し、又各職業群が夫れ／＼青少年の資質に對して、如何なる性能等を要求しつゝ、あるかをも熟知し置くの必要があるのであるが、是等は主として職業紹介所に於て調査研究しつゝ、あるのであるから、此の點に於て、既に學校と紹

介所との聯絡を要するのである。特に各人の職業の選擇は、眞に其の就職と關聯し、而かも此の就職のことも主として、職業紹介所に於て取扱ふのであるから、兩者の關係を密接ならしめざるべからざることは是又、更に言を俟たぬと思ふのである。又今回の訓令は、上述の通り、學校に於ける教授訓練の刷新を意味するのであるから、師範學校、實業補習學校、教員養成所等に於て、教育學科、實業科等を教授する際は勿論、其の他の課程の取扱及生徒訓練の際に於て、十分に訓令の旨趣に留意し、生徒が卒業後、實際教育の任に當る場合に於て、克く訓令の目的を貫徹せしめんことを期せなければならぬ。特に附屬小學校に於ては、訓令通牒等に明示せられたる事項を、模範的に實施して、地方小學校等の參考に資すると共に、本校生徒の教育實習の指導上にも、遺憾のないやう十分に意を用ひなければならぬ。尙從來の實況に

考へれば、現に學校に在職中の職員及學校醫等に對しても、例へば性能調査に必要な事項とか、個性觀察に必要な事項とか、或は所謂職業指導に關する事項とか、訓令の旨趣達成に必要な事柄に就いて、適當に講習を爲し、以てその研究實施を促すことも頗る緊要の事と思ふ。更に最注意を要することは、學校と父兄保護者等の連携を密接ならしむることである。申すまでもなく、兒童生徒の個性とか環境とかの觀察調査の如きは、何れも學校當事者のみの力を以てして、到底十分に其の目的を貫徹することの出來ないのであつて、例へば、兒童生徒の日常生活に於ける性行とか、家庭其の他の境遇上の事情の如きは、父兄保護者に於て、最よく熟知し居るべき筈のものであるから、學校は是等に關する資料を得るの點に於て、父兄等と密接なる聯絡を要するのである。特に各人の上級學校への入學に就ての指導、職業選擇及就職

に就いての指導の如きは、本來父兄の爲すべき事に對して、學校は助言協力を爲すの關係にあるのであるから、一層父兄等との連携を密接ならしめなければならぬと思ふのである。又是等の本旨を徹底せしめる爲めには、從來一般に尙未だ教育の眞の意義を諒知せざるものあるの情況に顧みて、

先づ以て一般父兄等に對し、今回の訓令の旨趣を周知せしむるに、必要なる方法を實施するを要することと考へる。

以上は今回發布せられたる訓令及通牒の要旨の略説であるが、此の旨趣の達成に就ては、更に都市とか、農村とか、夫れ／＼地方の實情に應じ、又學校の事情にも考へて、適切なる細案を研究實施せられんことを希望して已まない。要するに今回の訓令は、學校教育の内容刷新に對しては勿論教育の實效を、國運の進展に適應せしむるの本旨に於て、頗る重要な意義を包含して居るのである

から、學校當事者は申すに及ばず、一般社會に於ても、深く其の主旨の存する所を諒知せられ、協力一致して、以て其の期待する所を達成せんことを切望に堪へぬのである。

文部省訓令第二十號

北海道廳 府 縣

兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件

學校ニ於テ兒童生徒ノ心身ノ傾向等ニ稽ヘテ適切ナル教育ヲ行ヒ更ニ學校卒業後ノ進路ニ關シ青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ時勢ノ進歩ト社會ノ推移トニ照シ洵ニ喫緊ノ要務ニ屬ス隨テ學校ニ在リテハ平素ヨリ兒童生徒ノ個性ノ調査ヲ行ヒ其ノ環境ヲモ顧慮シテ實際ニ適切ナル教育ヲ施シ各人ノ長所ヲ發揮セシメ職業ノ選擇等ニ關シ懇切周到ニ指導スルコトヲ要ス是ノ如クシテ國民精神ヲ啓培スルト共ニ職業ニ關スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ムズル習性ヲ養ヒ始メテ教育ノ本

旨ヲ達成スルニ至ルモノナルヲ以テ自今各學校ニ於テハ左ニ掲グル事項ニ就キ特ニ深ク意ヲ用フベシ

一 兒童生徒ノ性行、知能、趣味、特長、學習情況、身體ノ情況、家庭其ノ他ノ環境等ヲ精密ニ

調査シ教養指導上ノ重要ナル資料トナスコト

一 個性ニ基キテ其ノ長所ヲ進メ卒業後ニ於ケル職業ノ選擇又ハ上級學校ノ選擇等ニ關シテハ適當ナル指導ヲナスコト

一 學校ハ前掲ノ教養指導等ニ關シ父兄及保護者トノ連絡提携ヲ密接ニスルコト

地方長官ハ克ク以上ノ旨趣ヲ體シ其ノ目的ノ達成ニ力メムコトヲ望ム

昭和二年十一月二十五日

文部大臣 水野鍊太郎

文部次官 栗屋 謙

各地方長官宛

兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ

關スル件

本日文部省訓令第二十號ヲ以テ標記ノ件訓令相成タル處右實施ニ就キテハ特ニ左記事項御留意相成度依命此段通牒ス

記

一 兒童生徒ノ個性、環境等觀察調査ノ方法及記入ノ様式ニ關シテハ學校當事者ヲシテ特ニ研究工夫セシムルコト

一 學校當事者ヲシテ職業紹介所トノ連絡ヲ密接ナラシムルコト

一 師範學校實業補習學校教員養成所等ニ於テ生徒教養上訓令ノ旨趣ニ就キ留意セシムルコト

一 學校職員等ニ對シ適宜個性調査ニ關スル講習ヲ爲スコト

一 訓令ノ旨趣ハ之ヲ父兄保護者等ニ徹底セシムルコト

茨城縣保育會

第三回愛媛縣保育會

茨城縣保育會第二回總會は十一月二十七、八兩日同縣土浦町土浦尋常高等小學校附屬幼稚園に於て開催。建議題（一、幼稚園國庫補助を其筋へ建議する事——笠間幼稚園提出。二、保姆に年功加俸を支給せられんことも其筋へ建議する事——太田幼稚園提出。三、縣女子師範學校へ幼稚園を附設せられんことを其筋へ建議する事——土浦幼稚園提出）研究發表。（一、私の見た幼児の步調——土浦幼稚園猪間まさ君。二、テニストに現はれたる幼兒視覺の發達——土浦幼稚園吉川コハル君）其他、協議、及研究懇談の外、實地保育の批評と倉橋東京女子高等師範學校教授の、幼稚園教育法に就てと題する講演あり、縣下公立幼稚園保姆出席盛會であつた。尙、會員相伴ひて霞浦飛行場の見学を行つた。

昭和二年十二月二、三兩日松山市私立幼稚園に於て第三回愛媛縣保育會を開催縣下各園より出席する關係者五十名甚だ盛會裡に閉會したり、抑本縣保育會は愛媛縣吉田町私立松井幼稚園長石原淳一氏の熱心なる主唱により松井幼稚園主催の下に大正十四年十二月十二日皇子御命名式當日開かれたる愛媛縣下幼稚園聯合大會に於て滿場一度設立されたるものにして爾來毎年開催され第二回は大正十五年六月四日縣立女子師範學校學校附屬幼稚園に於て開かれしなり。

愛媛縣保育會規則

第一條 本會は愛媛縣保育會と稱し事務所を縣立女子師範學校附屬幼稚園内に置く

第二條 本會は縣下公私の保育團體相互の連絡を取り保育上の研究及改善進歩を圖り兼て會員の

親睦を爲すを以て目的とす

第三條 本會の會員は縣下保育團體の在職者を以てす

第四條 本會に左の役員を置き會員中より選舉し其の任期を二ケ年とす

會長一名、副會長一名、幹事二名、評議員若干名

會長は會務を處理し、副會長は會長を補佐し且會長の代理を爲す、幹事は會務を分掌し、評議員は主要會議に参加するものとす

第五條 本會は毎年一回總會を開き其日時場所等は其都度會長之を定む、但し必要により臨時開會する事あるべし

第六條 本會の經費は會員の屬する保育團體の負擔とし會員年額金壹圓及特志者の寄附金を以て之に充つるものとす

第七條 本會の事業にして緊急を要する事項は其

都度役員會に於て決定するものとす

